

届出制手数料に係る手数料表

当社は、職業安定法に基づき厚生労働省に届け出ている手数料率および着手金を以下の通り定めております。
下記記載の手数料及び着手金は上限であり、別途求人者と締結する契約書・覚書等の内容が優先されます。

求人申込の受理以降、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	【成功報酬】 雇用契約に基づき算定される当該対象者の年収の35%を上限とし、一定割合を乗じた金額とする。具体的な紹介料金の割合については、双方合意の上で決定するものとする。 なお人材紹介利率の上限を引き上げる場合も、双方協議の上決定するものとする。また、紹介料金の内訳の算定は次の計算式を適用する。 a. 年収相当額=(月額固定給×12ヶ月)+(賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数)+(その他諸手当) 手数料負担者については、求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	【成功報酬】 雇用契約に基づき算定される当該対象者の年収の35%を上限とし、一定割合を乗じた金額とする。具体的な紹介料金の割合については、双方合意の上で決定するものとする。 なお人材紹介利率の上限を引き上げる場合も、双方協議の上決定するものとする。また、紹介料金の内訳の算定は次の計算式を適用する。 a. 年収相当額=(月額固定給×12ヶ月)+(賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数)+(その他諸手当) 手数料負担者については、求人者とします。
返戻金制度に関する事項	当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月未満に、本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。 - 入社後1ヶ月未満に退社した場合：紹介手数料の80% - 入社後1ヶ月以上3ヶ月未満に退職した場合：紹介手数料の50%

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。